ネット・リテラシー教材（高校②／主体的に判断する力）

**インターネット上のトラブル「インターネットを悪用した犯罪」**

**について考えよう**

**１　ねらい**

　◎さまざまなインターネットを悪用した犯罪について、自分のこととして考えさせることで、情報を主体的に判断する力を育む。それによって、生徒がインターネットを悪用した犯罪の被害者にも加害者にもならないようにする。

**２　展　開**

（1）導入（5分）

○私たちの生活は、インターネット環境の発達により格段に便利になりました。

　便利になった反面、インターネットを悪用したさまざまな犯罪について新聞やテレビのニュース等で見たり聞いたりすることが増えてきました。

**※最近の具体的な事例を取り上げ、簡単に紹介する。**

（2）学習のテーマを知る。

　○今日は、さまざまなインターネットを悪用した犯罪について学び、インターネット犯罪の被害者にも加害者にもならないようにしてもらいたいと思います。

（3）具体的なインターネット犯罪について知る。（10分）

　○それでは、具体的なインターネットを悪用した犯罪の例を７つ示します。（　 　）にあてはまる言葉と、自分が同じような状況になったらどう行動するかを考えながら読んで下さい。（設問１）

**※生徒自身で黙読させるか教師が音読する。**

①ＡさんがＳＮＳを見ていたところ、「#裏バイト」「#高額バイト」のハッシュタグのある投稿があったので、連絡してみると「荷物を受け取るだけの仕事」で、高校生でもＯＫとのこと。荷物を受け取りに行ったら、（　**詐欺の受け子**　）をさせられていたことが分かり、警察署へ行くことになった。

**※主体的にかかわっているが、騙されている。**

②Ｂさんは悪ふざけのつもりで、日時・場所を指定し「友人Ｃを暴行しよう。」とネットの掲示板に書き込んだ。Ｂさんには実行する気は全くなかった。しかし、投稿を読んだ人が（　**警察　）**に通報し、投稿者を特定した（　**警察官**　）がＢさんの自宅にやってきた。

**※主体的にかかわっているし、言い逃れしにくい。**

　③Ｄさんは「あなたのパソコンがウイルスに感染しています。」というメールを受信したので、メールの中のリンクにアクセスし、急いでウイルス除去ツールをダウン　ロードした。すると、Ｄさんのパソコンの中のファイルが暗号化されてしまい、「解除してほしければ、（ **指定の金額を振り込め ）**」という画面が表示された。

　**※被害者であり受動的である。知識があれば防げた可能性がある。サイバー攻撃に該当する。**

　④Ｅさんは無料の占いサイトにアクセスし生年月日や趣味・好みのものなどを入力したところ、占いの結果が表示された。その後、Eさんのスマホには次々と（　**広告メール　）**が届くようになり、その内容はＥさんが占いのときに入力した好みに合ったものばかりだった。

　⑤Ｆさんは夏休みに長期の家族旅行に行き、旅先から写真やメッセージを自分のＳＮＳに投稿した。旅行から帰ると、Ｆさん宅は（　**空き巣　）**に入られていた。投稿内容から不在が知られてしまい、狙われたとのことだった。

⑥ＧさんはＳＮＳで知り合った同性の友達と仲良くなったが、その友達は（　**成りすまし　）**であり、渡してしまった（　**個人情報　）**を人質にされ、裸の写真を要求された。

⑦HさんはＳＮＳで知り合った人に、「海外の不動産に投資をすれば、仮想通貨で配当があるうえに、投資者を紹介すれば紹介料を受け取ることができるよ。」と誘われた。Hさんは、消費者金融から（　**借金**　）をして、代金を払った。後に解約と返金を求めたが、半額しか返金できないと言われた。

※**④～⑦のケースは被害者であり受動的である。知識があれば防げた。**

**⑦のケースは勧誘者となった場合には、加害者になる可能性がある。**

**【トピック１】モノなしマルチ商法**

マルチ商法とは、商品・サービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法。人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴である。近年ファンド型投資商品や副業などの「役務」に関する相談が増加しており、こうした「役務」のマルチ商法を「モノなしマルチ商法」という。特に20歳代・20歳未満の若者で増加しており、友人やSNSで知り合った人などから、暗号資産（仮想通貨）や海外事業等への投資やアフィリエイト（インターネット広告）などの儲け話を「人に紹介すれば報酬を得られる」と勧誘され契約したものの、事業者の実態や儲け話の仕組みがよく分からないうえ、事業者に解約や返金を求めても交渉が難しいというケースが多くみられる。

独立行政法人国民生活センターホームページより<https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190725_1.html>

（4）インターネット犯罪への対処法を考える。（15分）

　○以上７つのケースについて、どう行動したら、インターネット犯罪を回避できたでしょうか、考えてみましょう。（グループ協議をさせてもよい。）（設問２）

　　※ワークシートに記入する。

　　①のケース

　　・ハッシュタグに惑わされず、よく考えて行動する。

　　・バイトの雇用主や仕事の内容が分からないのであれば、無視する。

　　・高額という理由だけでとびつかない。

　　②のケース

　　・冗談や悪ふざけのつもりでも掲示板に犯罪と判断される書き込みをしない。

　　**※たとえ匿名でも発信者は特定可能である。（発信者情報開示請求）**

　　③のケース

　　・送られたメールに不審な点がないか調べる。

　　・安易にリンク先をクリックしない。

　　④のケース

　　・安易に個人情報を入力しない。

　　・評価を確認する、友人に聞く、保護者に見てもらうなど、複数の方法で安全性を

　　　確認する。

　　・Cookieを削除したり、シークレットモードやプライベートブラウズを使用したりする。

　　**【トピック２】トラッキングに用いられるCookie**

トラッキングCookieは、Webサイトにアクセスするユーザーの行動、データの推移などを継続的に追跡する。そして、収集したデータはターゲティング広告やコンテンツ表示の最適化など、さまざまな用途に利用される。

トラッキングは、ユーザーの利便性を高める一面もあると同時に、過剰なサービスが時にプライバシー侵害と見なされることもある。

**○Android(GalaxyやXperiaなど)**

Google Chromeで閲覧内容が記憶されないようにするには、シークレットモードでシークレットブラウジングを行う。

**○iOS(iPhone)**

プライベートブラウズを使うと、詳しい閲覧履歴が保存されなくなり、訪れたWebサイトもほかのデバイスと共有されなくなる。訪問したページ、検索履歴、自動入力の情報がSafariで記憶されなくなる。

（作成：ITサポートさが）

　　⑤のケース

　　・留守が分かるような投稿をしない。

　　・旅行から帰ってから公開する。

　　・投稿する前に想像力を働かせて考える。

　　⑥のケース

　　・ネット上の目に見える情報を簡単に信用しない。

・ネットだけの知り合いに個人情報を安易に教えない。

　　・直接写真をやり取りしない。

　　⑦のケース

　　・簡単に儲かるなどの話を安易に信じない。

・できるだけ早い段階でモノなしマルチ商法に勧誘されていると気づく。

　　※**夢やお金、ビジネスの話をし始めたら要注意。**

　　・きっぱりと断る。

（5）これからのインターネットの利用について考える。（15分）

　○７つのケースを見てきましたが、これらのケースを踏まえて、これからインターネットを使用するにあたってみなさんはどのようなことに気をつけていきたいと思いますか。（グループ協議をさせてもよい。）（設問３）

　**※ワークシートに記入させる。**

　　・さまざまなメディアから情報を集め、自分なりに考える。

　　・一時の思いつきや感情に左右されず自分の将来のことを想像してから投稿する。

　　・「知らなかった。」では済まされないので、自分で調べて知識を増やす。

　　・怪しいメールはアドレスをチェックするなど、すぐに開封しない。

　　・個人情報に対する意識を高く持ち、たとえ知り合いであっても安易に教えない。

**※誹謗中傷が厳罰化される方向にあること、2022年4月1日の民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられることやそれにともない少年法が改正されることにもふれる。**

（6）今日の学習をふり返る。（5分）

○今日は、皆さんにインターネットを悪用した犯罪について学んでもらいました。

　これからも自分のこととしてよく考えながら、インターネットを活用してほしい

　と思います。それでは、今日の授業の感想を書いてください。（設問４）

（参考資料・出典）

　・「インターネットトラブル事例集（2020年版）」総務省総合通信基盤局消費者行政第一課

　・消費者庁ホームページ

　・独立行政法人国民生活センターホームページ

・「かわいいフリー素材集　いらすとや」

・「[Pixabay 　2.500万点以上の高品質なフリー画像素材](http://localhost/)」

**インターネット上のトラブル「インターネットを悪用した犯罪」**

**について考えよう**

（　　）年　名前（　　　　　　　　）

１　インターネット犯罪について、次の①～⑦の事例の空欄に入る語を考えながら読んでみよう。

①ＡさんがＳＮＳを見ていたところ、「#裏バイト」「#高額バイト」のハッシュタグのある投稿があったので、連絡してみると「荷物を受け取るだけの仕事」で、高校生

でもＯＫとのこと。荷物を受け取りに行ったら、（　　　　　　　　　）をさせら

れていたことが分かり、警察署へ行くこととなった。

　②Ｂさんは悪ふざけのつもりで、日時・場所を指定し「友人Ｃを暴行しよう。」とネットの掲示板に書き込んだ。Ｂさんには実行する気は全くなかった。しかし、投稿を読んだ人が（　　　　　）に通報し、投稿者を特定した（　　　　　　　　）がＢさんの自宅にやってきた。

　③Ｄさんは「あなたのパソコンがウイルスに感染しています。」というメールを受信したので、メールの中のリンクにアクセスし、急いでウイルス除去ツールをダウンロードした。すると、Ｄさんのパソコンの中のファイルが暗号化されてしまい、「解除してほしければ、（　　　　　　　　　　　　）」という画面が表示された。

　④Ｅさんは無料の占いサイトにアクセスし生年月日や趣味・好みのものなどを入力したところ、占いの結果が表示された。その後、Eさんのスマホには次々と（　　　　　　　　）が届くようになり、その内容はＥさんが占いのときに入力した好みに合ったものばかりだった。

　⑤Ｆさんは夏休みに家族旅行に行き、旅先から写真やメッセージを自分のＳＮＳに投稿した。旅行から帰ると、Ｆさん宅は（　　　　　　　）に入られていた。投稿内容から不在が知られてしまい、狙われたとのことだった。

　⑥ＧさんはＳＮＳで知り合った同性の友達と仲良くなったが、その友達（ネッ友）は（　　　　　　　　）であり、渡してしまった（　　　　　　　）を人質にされ、

裸の写真を要求された。

⑦HさんはＳＮＳで知り合った人に、「海外の不動産に投資をすれば仮想通貨で配当が

あるうえに、投資者を紹介すれば紹介料を受け取ることができるよ。」と誘われ

た。Hさんは、消費者金融から（　　　　）をして、代金を払った。後に解約と返

金を求めたが、半額しか返金できないと言われた。

２　①～⑦の事例についてどのように行動したら犯罪を回避できたでしょうか。

|  |
| --- |
| ① |
| ② |
| ③ |
| ④ |
| ⑤ |
| ⑥ |
| ⑦ |

３　①～⑦の事例を踏まえて、あなたはインターネットを利用する時にどのようなこと

に注意しますか。

４　本日の授業を受けての感想。